

# 医療安全施策の経緯

平成11年	大学附属病院で患者取り違え手術発生 →厚生省検討会において「患者誤認事故防止方策に関する検討会報告書」とりまとめ
平成12年	<b>特定機能病院に医療安全管理のための体制確保義務（院内事故報告、委員会、指針、職員研修）</b>
平成13年	厚生労働省に医療安全推進室設置、医療安全対策検討会議を開催（患者安全推進年）
平成14年	医療安全対策検討会議にて、「 <b>医療安全推進総合対策</b> 」策定 <b>病院及び有床診療所に、医療安全管理のための体制確保義務</b> [省令改正] 医療安全管理体制未整備減算
平成15年	特定機能病院・臨床研修病院に、専任の医療に係る安全管理者・医療に係る安全管理部門・患者相談窓口配置義務 [省令改正]
平成16年	<b>医療事故情報収集等事業開始</b> [省令改正]
平成18年	医療安全対策加算設置（医療安全管理者、医療安全管理部門、患者相談窓口） ※平成22年、平成24年、平成30年に改定
平成19年	第5次改正医療法施行 [法改正] ※医療安全の規定が整備される ・ <b>病院及び有床診療所に加え、無床診療所、助産所にも、医療安全管理体制確保義務</b> ・都道府県等に、医療安全支援センター設置努力義務 等
平成24年	患者サポート体制充実加算設置
平成27年	<b>医療事故調査制度開始</b>
平成28年 ～令和3年	複数の大学病院で重大事案発生（禁忌薬の継続投与、高難度手術における死亡事例多発） →タスクフォース設置し全国の特定機能病院に集中立入検査、検討会で議論 → <b>特定機能病院の医療安全管理体制の厳格化</b>
平成30年	医療安全対策地域連携加算設置（相互評価、地域連携加算1では医療安全管理部門に専任医師配置）
平成31年	診療用放射線に係る安全管理体制確保義務の追加 [省令改正]
令和4年	報告書管理体制加算設置